

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（7月23日の持ち帰り事項）

No.46 （文書質問制度）について

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	×	従来からの会派意見に変わりありません。
日本共産党	×	議員の質問は、口頭による質疑が基本である。 小金井市議会においては、全議員に質問の機会が一定保障されていることを考えると、現在においては必要ないと考える。
公明党	×	文書質問は、比較的大規模な定数（50以上）の議会などで、個々の議員の発言機会が充分とれない場合に用いられるものとする。 小金井市議会の場合、各定例会の一般質問で、答弁含めて1時間のワクが確保されているほか、8人で構成されている各常任委員会でも十分発言の機会は与えられている。制度上、条件次第では、委員外議員の発言も認められている。 また、閉会中にも、ほぼまちがいなく常任委員会や特別委員会が開催されており、会派内で連携をとれば、議員の意向を表現する場は確保できるはずである。 したがって、文書質問は不要と考える。
市議会民主党	×	【意見】小金井市議会では、委員会、本会議とも議員の発言の機会は十分に与えられていて、現状で十分と考えています。
みんなの党	○	検討課題は多いが、円滑かつ合理的な議会での討議に資する制度と考えている。現状把握は文書質問で行い、議場では討議を中心に議事を展開していけば議会の立場が明確になる。
生活者ネット	○	①「議員個人」か「議会として」か ②「閉会中」か「会期中も可」とするか 整理は必要だと思いますが、しくみがあることで不都合が生じることはないと考えます。 (条文案) 議会（議員）は、市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる（ものとする）。

改革連合	×	現状、議員の質問時間は保障されていることや、資料請求もできることなどから、必要性はないと思う。
市民自治	○	
市民会議		<p>基本的には文書質問制度は賛成です。</p> <p>しかし、国会における実態を見ると一定の制限が必要と思います。また、国会では閣議決定しますが、小金井市ではどのような手続きで回答するのか部局との調整が必要です。</p>
こがおも	○	<p>二元代表制としての議会の役割を最大限発揮することを前提に、通年議会を導入し、文書質問制度をいれるべき。</p> <p>ただ、定例会期外限定で定例会の間ごとに1人1回まで、かつ質問文書の文字制限をつけるなど、ルールを整理すべきだとは思う。</p> <p>※ ただし、今回の議会基本条例に今のタイミングでこれを入れるのはちょっと無理があるため、この件は議会運営委員会で議会改革調査の中で丁寧に議論をすべきことだと思います。</p>